

令和4年度 第2回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和4年7月1日 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

副会長	梶山 雅司	委員	前浜 武志
委員	木原 栄二	委員	嶋田 雅夫
委員	小賀野 大一	委員	大橋 正昭
委員	大古 政昭	委員	寺田 明生
委員	阿津 ゆかり	委員	川窪 善子
委員	小島 直子	委員	野中 美和

4 欠席委員

委員	齋藤 いね子
----	--------

5 出席職員

環境経済部長	高橋 広幸	環境管理課主査	小堺 健一郎
環境経済部次長	鈴木 真紀夫	環境管理課主任主事	真澤 和哉
環境管理課副参事	緒形 卓史		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人程度
傍聴人数	1人

7 議 題

- (1) (仮称) 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の規制等の考え方について
- (2) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 環境経済部長あいさつ
- (4) 議事

議 長 : それでは、議長を務めさせていただきます。
次第4議事(1)「(仮称)袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の規制等の考え方について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料により、説明。

資料1 : 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の規制等の考え方について

資料2 : 市内における屋外保管事業場等の位置図及び写真

～ 説明内容省略 ～

議 長 : 只今、議題(1)について、事務局から説明がありました。この件について、ご質問やご意見などある方はお願いします。

川窪委員 : 資料1の5ページ(4)に記載のある「一時的な保管」について、どの程度の期間を想定しているのでしょうか。

事務局 : 1、2か月程度を想定しています。

寺田委員 : 3ページ4(2)の「再生資源物」について、廃タイヤは再生資源物に該当するのでしょうか。

事務局 : 廃タイヤも再生資源物に該当します。

寺田委員 : 例えば、助燃材など、そのほかの細かい区分についてはどうでしょうか。

事務局 : 細かい区分につきましては、今後、より明確に示したいと考えています。

寺田委員 : 資料2を見ると、住民不安を煽るような状態で、この条例が適用されれば、大雨や大風などの事象に対して、より安全が確保できると思います。雨水による地下浸透についてはどう捉えていますか。

また、7ページの図について、既存の事業場には3か月以内に、このイメージのとおり保管状態を直してもらおうと思いますが、規則等でより詳細な項目を定めるのでしょうか。

事務局 : 屋外保管での安全な積み方について、高さを上限5メートルに制限し、保管する山の間隔を2メートル空ける、高さで保管半径を1:2にするなど、表や図を用いて設定しています。

雨水による地下浸透について、環境への影響として主に考えられるのが、油分の流出です。これが地下に浸透しないよう、コンクリートなど保管場所の地面を覆うことや、排水溝や油水分離槽を整備するなどの対策が必要となります。現状では、廃棄物処理法において、有害使用済機器についての保管基準はありますが、それ以外

の物に対しての基準はありません。そのため、再生資源物にも保管基準を同様に設けることを考えています。

特に、既存の事業場への規制については12ページに記載したとおり、4月1日の施行から1か月以内に届出をさせ、3か月以内に場内の整備をしていただきます。

寺田委員 : 3か月よりも早急に対応できるように条例の施行をしてもらいたいとも思います。

事務局 : 条例の周知期間として、3か月の猶予を持たせています。

議長 : 水質等の検査ですが、検査対象となるのは事業場の外部に排出されたものになりますか。

事務局 : 事業場内部から排出されるものを想定しています。

議長 : 水は外部に染み出しますので排出基準に則り、土壌については敷地の土壌を環境基準に則り是正を求めると思いますが、土壌の汚染が判明した際は、報告の徴収に留めるか、それとも撤去まで求めるのでしょうか。

事務局 : 本条例では事故時の対応として、応急措置を求めることとしており、状況にもよりますが、市民生活の安全や生活環境を保全する観点から、土の入れ替えを指導することも想定しています。

議長 : 想定されているように、報告に留めず、改善指導できるようにしていただければと思います。

寺田委員 : 保管場所を不浸透の素材で覆ったら、土壌がサンプリングできないのではないのでしょうか。

事務局 : コンクリート敷きになっていない場所や、事業場の囲いの外側から採取することを想定しています。現状、立入調査を行ってきた中で、場内にコンクリートが敷かれているケースが多いというものがあります。そのため、場内に地肌が見えるようであればその場で、そうでなければ囲いの外側からの採取を行うという想定をしています。

議長 : 分析時の検体について、検査機関が採るのではなく、事業者が採取を行うことになりますか。

事務局 : 現時点では事業者が採取を行うことを想定していますが、検査機関が採取することも検討しています。

議長 : 事業者にとって都合の良い検体を用意されることが懸念されるため、明確に採った地点が分かるような規定を盛り込むべきではないのでしょうか。

事務局 : 条例の実効性を確保できるよう検討していきます。

- 議長 : 市内には、どのような事業場があるのでしょうか。
- 事務局 : 資料2①～④は、平成28年度以降に市街化調整区域にできた事業所で、全て経営者が中国系の事業者となっています。
資料2⑤～⑦は、工業専用地域の事業所で、国内の業者が主となっています。
なお、近年注目されている都市鉱山と呼ばれる金属スクラップをはじめとした再生資源物の再利用を目的とする事業を行うため、資材置き場として、利用されている場所のことを指します。通常の鉄鉱石を加工する場合と比較して、二酸化炭素の発生量が4分の1程度に抑えられ、良質な鉄等の金属を精製できることから、金属の新たな利用法としても注目されている事業であり、活発化している動きがある中、市内の環境面もしっかり守ってもらうことが重要だと考えており、本市ではそのような実態に沿い、条例を制定することとしました。
- 寺田委員 : 資料2をみると、これだけ大規模な事業場で火災が起きたらどうなるか心配ですが、消火設備等の対策はどうなっているのでしょうか。
- 事務局 : 資料1の6ページ(5)イ(イ)に記載のとおり、再生資源物が他のものと混合することがないように、また、1か所当たりの保管面積を200㎡に制限することを定めており、延焼の防止を図っています。消火設備については、市火災防止条例が適用され则认为しています。また、廃棄物処理法と同様の規定を順守してもらいたいと考えています。
- 寺田委員 : 同じく火災防止について、現在の散水設備の設置状況は把握していますか。
- 事務局 : 海側の事業場の一部では設置がありますが、設置されていない事業場も存在します。
- 寺田委員 : 資料1の3ページに記載のあるバッテリーについて、特に屋外保管はして欲しくないように思えます。規制できないでしょうか。
- 事務局 : バッテリーを区別して保管してもらうことを考えています。特定の再生資源物の取扱いについては、今後検討していきます。
- 小島委員 : 代宿の事業場について、近隣の方からも、当時何の説明もなく事業が始まったと聞いています。一方で、以前今井では本件と別の事業の事業説明会が開催され、それによって反対意見が多数出たためか、事業自体が無くなったことがあったと思います。地元への説明については、どのように定めるのでしょうか。

事務局 : 資料1の4ページ4(3)に記載のあるように、既存事業者には地元で事業内容を説明する義務があり、地元の意見に対して誠実に対応していただく必要があると考えています。8ページ(8)に記載のとおり、新規事業者は事業実施前に説明会を行うこととし、市に会議録を提出してもらうことを予定しています。後にトラブルに発展しないよう、事前の説明会を行うことにより、事業者と地元住民の共存を図ることを趣旨としています。

対象者については規則で定めますが、事業場から一定の範囲内にある事業者、土地所有者、地元区長などを対象とすることを予定しています。

大古委員 : 資料1の11ページ(11)審査手数料について、どういったものを経費として想定していますか。

事務局 : 主に土地の検査費用として想定しており、人件費と処理時間、印刷などを計上することを予定しています。

寺田委員 : 資料1の8ページ4(10)の記録の閲覧はどのようなものか。また、利害関係者とは誰を想定しているのか。特に、近隣の事業者が情報を公開するのは、事業者が納得しないのではないのでしょうか。

事務局 : この項目は、廃棄物処理法にも同様の定めがあります。ここでいう「利害関係者」とは、近隣の住民を想定しており、水質や土壌の検査結果を閲覧できるようにすることで、市民生活の安全や、生活環境を保全しようとするものです。今後、規則において具体的に定めます。

議長 : 資料2の写真を見ても、周辺住民の不安は大変大きいものであると思われます。今後、条例等を整備していく中で、住民がどうして欲しいかということを確認し、関連法令の漏れがないようにしていただければと思います。

今回の条例案には、先進自治体にはない規制が盛り込まれていることから、制定後には同様の条例に関心のある自治体からも問い合わせがあることが予想されます。先例としての取組みを通じて、事業場の適切な維持管理につながったことや、より良い環境につながったことなどを公開して、真摯に対応していただきたいと思いません。

議長 : そのほかにご質問などはありますか。

～ 質疑なし ～

ご質問などはないようですので、議題(1)については終了します。

続いて、議事（２）「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：次回の審議会につきましては、８月２日に開催を予定しております。

議 長：只今の説明について質疑等があればお願いします。

寺田委員：条例について、土砂災害対策も気になります。書類審査から、現地の調査まで含めたものにして頂けたらと思います。

議 長：以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

(5) 閉会

以上

令和4年度第2回袖ヶ浦市環境審議会

会 議 次 第

日時 令和4年7月1日（金）

午後1時30分から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 環境経済部長あいさつ

4 議事

(1) (仮称)袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の規制等の考え方
について

(2) その他

5 閉会

(仮称) 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例 の規制等の考え方について

環境経済部環境管理課

1 条例制定の背景

近年、中国を中心としたアジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物（以下「再生資源物」といいます。）の需要が海外において急速に高まり、日本国内では資源とされないものも有価物として輸出されている状況にあります。

市内には、複数の再生資源物の屋外保管を行う事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が存在しており、主に再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭、再生資源物に付着する油の処理に関して市民等からの通報があり、周辺住民の生活環境等に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は、有価物として市場で取引されていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規制対象となる「廃棄物」に該当せず規制することができません。その他の法令でも、再生資源物の屋外保管について直接規制することは難しい状況です。

再生資源物は、法令の規制対象となっていないものの、屋外保管をする場合には、台風等の災害、雨水等による危険があるだけでなく、上記のような騒音や振動、悪臭、油の流出などが現に発生しており、市民の不安を生じさせていることから、市民の生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に生活を送れるよう、その取扱いについて規制することが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内における建物等の解体工事が停滞していますが、影響が緩和した後は、解体工事の増加等に伴う再生資源物の増加により、本市の地理的な要因からも本市への搬入等が予想されます。そのため、市民生活の安全や生活環境を保全するため、既存の屋外保管事業場のほか、新規の屋外保管事業場に対する規制が必要であると考え、県の動向を注視しながら、条例化に向けて進めていきます。



積み上げられた再生資源物



事業場外への油の流出

2 条例等による規制の必要性について

(1) 再生資源物の屋外保管の危険性

再生資源物は、廃棄物処理法における規制対象とはなっていないものの、その性状等から、屋外保管では次のような危険性が高く、取扱いや保管等について規制することが必要です。

- ・再生資源物は、使用済機器等を含む雑多な品目が含まれており、中には発火のおそれがあるリチウムイオン電池等を屋外で保管している屋外保管事業場があります。
- ・高く積み上げて保管されている屋外保管事業場があり、強風時等に崩落の危険があります。
- ・主に破碎され細かくなることから、強風時に飛散するリスクや、保管する場所に降った雨水が浸透する過程において汚染度の高い汚水が発生するリスクなどがあります。

(2) 本市の地理的状況等

本市は、①首都圏の中でも土地の価格が安く、広い敷地が手に入ること、②輸出港（袖ヶ浦港、木更津港、千葉港、横浜港等）までのアクセスが良いこと、③県内に成田空港があり、外国人の就労等に便利であることなどから、近年、再生資源物を扱う屋外保管事業場が増加しています。また、再生資源物は、関東地方だけでなく、東海・上越地方等からも搬入されています。

さらに、日本は世界でも主要な鉄スクラップの輸出国であり、これまでは中国や韓国が主要な輸出先でしたが、近年ではベトナムや台湾への輸出が増加し、今後はインドやバングラデシュ等において鉄スクラップ等の需要が増加することが見込まれ、再生資源物の輸出入の利便性が良い本市においては、既存の屋外保管事業場の拡大や新たな事業者の参入により、更なる環境の悪化が懸念されます。



出所：国土地理院

(3) 生活環境への悪影響

屋外保管事業場をめぐる生活環境への悪影響は、主に次の3点であり、市民生活の安全や生活環境等が脅かされている状況にあります。

- ・再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動です。また、作業時間を遵守せず、早朝や夜間にも作業を行っていることがあります。
- ・保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭です。輸出できる大きさに金属を溶断する際に煙等が発生しています。
- ・再生資源物に付着する油の処理です。油水分離槽を設置せずに排水溝へ接続すると、油が河川に流出することになり、被害が発生したケースもあります。

(4) 行政指導の現状

本市では、上記のような騒音等の発生防止のため、事業者に対して度重なる行政指導を行ってききましたが、指導によって一時的に周辺環境への配慮をしても、その後再開されるなど、その繰り返しとなっている状況にあり、指導だけでは市民生活の安全や生活環境を保全することができないことから、条例等により、保管物の高さや保管場所の面積等への規制だけでなく、勧告、命令等を直接行うことができるようにする必要があります。

また、他の自治体においても同様の状況にあることから、次のとおり条例の制定により対応している自治体があります。

自治体名	題名	公布日	施行日
神奈川県 綾瀬市	綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	平成31年3月28日	令和元年7月1日
千葉県 千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年10月5日	令和3年11月1日
茨城県 境町	境町再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年12月8日	令和3年12月8日

3 再生資源物の種類

再生資源物は、使用を終了し、再生資源として収集された、鉄・非鉄スクラップ、雑品スクラップのほか、廃プラスチック、ガラスくず、中古家電、中古パソコン、中古自動車などの物品等について、原材料として利用することができるものをいいます。

主な再生資源物

- ・鉄スクラップ：鉄筋、鉄骨等
- ・非鉄スクラップ：電線、配電盤等
- ・雑品スクラップ：水道メーター、廃家電、モーター、バッテリー等

※ 雑品スクラップとは、再生資源物にプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したものをいいます。

4 条例等に盛り込む規制等の主な内容

(1) 目的

屋外に保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とします。

(2) 再生資源物の定義

条例で規制する「再生資源物」は、使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物とします。

なお、廃棄物処理法で規定される「廃棄物」と「有害使用済機器」や、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例で規定される「自動車部品」については、廃棄物処理法等による規制を受けることから、条例による規制の対象とはしません。

(3) 責務

条例では、屋外保管事業場等の責務、土地所有者の責務、市の責務について規定します。

ア 屋外保管事業者等の責務

- ・屋外保管事業者は、法令等に従い、屋外保管事業場を適正に管理運営しなければなりません。
- ・屋外保管事業者は、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。
- ・屋外保管事業場を設置しようとする者は、その旨を土地所有者に説明しなければなりません。
- ・再生資源物を排出する者は、できる限り排出を抑制するよう努めなければなりません。
- ・再生資源物を運搬する者は、再生資源物の性状を確認し、生活環境等への悪影響が生じるものを運搬することのないよう努めなければなりません。

イ 土地所有者の責務

- ・土地の所有者は、屋外保管事業場として、自らの土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全や生活環境の保全上、支障がないことを確認しなければなりません。
- ・苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

ウ 市の責務

市は、関係行政機関等と連携し、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるものとします。

(4) 許可条件

屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる条件を満たした上で、市長の許可を受けなければなりません。ただし、屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートル未満である場合や、一時的に屋外保管を行う場合、他法令（廃棄物処理法等）で許可を受けている場合等には、許可を受ける必要がありません。

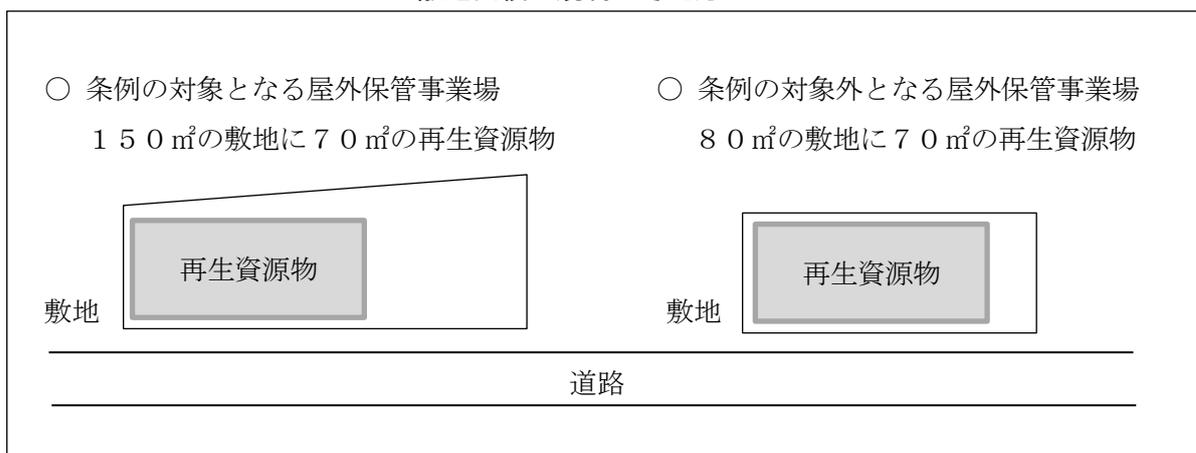
- ・屋外保管事業場を設置しようとする者は、欠格要件（破産して復権を得ていない者、禁固以上の刑の執行から5年を経過していない者等）に該当せず、かつ、袖ヶ浦市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないことが必要です。
- ・許可の有効期間は、5年間とし、許可の更新を受けなければ、その効力を失います。
- ・他の法令等に適合していることが必要です。
- ・許可を受けた屋外保管事業者（以下「許可屋外保管事業場設置者」といいます。）は、屋外保管事業場の面積の拡大等、許可に係る事項を変更する場合には、市長に変更許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。なお、軽微な内容の変更や屋外保管事業場を廃止する場合は、届出が必要です。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
制度	許可制	許可制	許可制	届出制
許可又は届出の適用除外 (100㎡未満)	あり	あり	あり	あり
欠格要件	あり	あり	なし	なし

※ 「欠格要件」とは、申請者について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものです。欠格要件に該当する者は、許可を受けることができず、既に許可を受けている場合は取り消されることとなります。

～ 敷地面積の規制の考え方 ～



(5) 屋外保管事業場の保管基準

屋外保管事業者は、周辺住民の安全に配慮した再生資源物の適正保管を示すため、次に掲げる保管基準を満たさなければなりません。

ア 100平方メートル以上の屋外保管事業場に適用される基準

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ 全ての屋外保管事業場に適用される基準

(ア) 屋外保管の場所から再生資源物や汚水により市民生活の安全や生活環境の保全上、悪影響を及ぼすことのないよう、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
- ・屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、勾配比1：2又は5メートルのいずれか低い方を超えないようにすること。(規則で定めます。)
- ・屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・再生資源物の保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料(コンクリート等)で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- ・害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。

(イ) 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して保管すること。(規則で定めます。)
- ・再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲で適正に回収して保管すること。(規則で定めます。)
- ・再生資源物の保管単位の面積を、1か所当たり200平方メートル以下とすること。(規則で定めます。)
- ・隣接する再生資源物の保管単位の間隔は、2メートル以上とすること(間に仕切りが設けられている場合を除く。)(規則で定めます。)

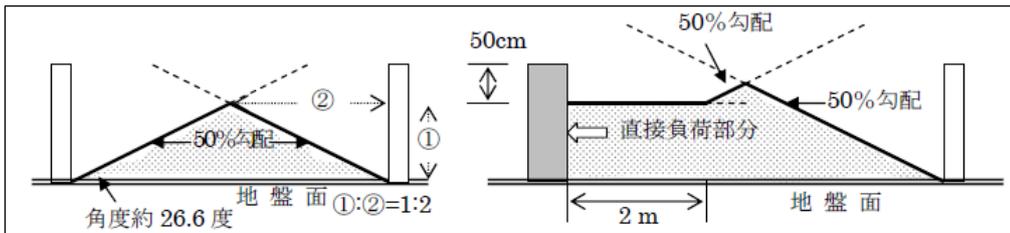
ウ 適用除外

屋外保管されている再生資源物が、袖ヶ浦市火災予防条例に規定する指定可燃物である場合には、保管基準については、この条例の基準ではなく、袖ヶ浦市火災予防条例の基準が適用されます。

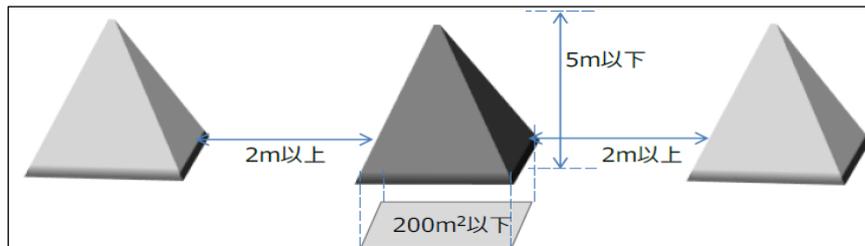
(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
囲いの設置	あり	あり	あり	あり
表示板の設置	あり	あり	あり	あり
保管の高さ	あり (5 m以下・規則)	あり (5 m以下・規則)	なし	なし
保管の単位	あり (200 m ² 以下・規則)	あり (200 m ² 以下・規則)	なし	なし
保管の間隔	あり (2 m以上・規則)	あり (2 m以上・規則)	なし	なし
不浸透性の材料 (コンクリート等)	あり	あり	なし	なし
油分離装置等の設置	あり	あり	なし	なし

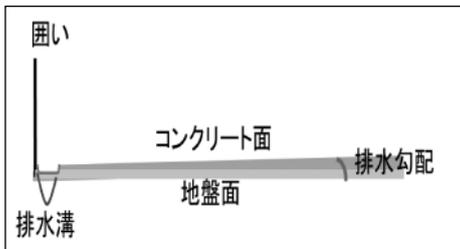
～ 保管の高さのイメージ ～



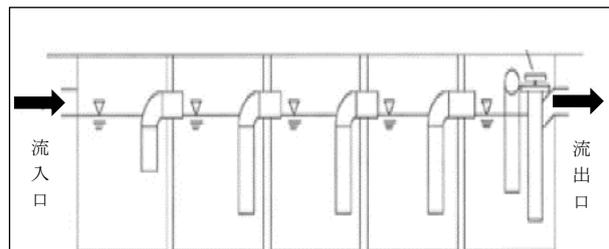
～ 保管の間隔のイメージ ～



～ コンクリート舗装のイメージ ～



～ 油分離装置のイメージ ～



出所：有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（平成30年3月、環境省）、外

(6) 屋外保管事業場の立地基準

屋外保管事業場の場所は、操業に伴う市民生活の安全や生活環境を保全するため、住宅、学校、保育園等から100メートル以上、離れた場所でなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
立地基準	あり (100メートル以上)	あり (100メートル以上)	あり (100メートル以上・規則)	なし

(7) 事前協議

屋外保管事業場の許可等を申請しようとする者は、あらかじめ、当該屋外保管事業場の計画について、市長と協議しなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
事前協議	あり	なし	なし	なし

(8) 住民説明会の開催

屋外保管事業場の許可の申請をしようとする者は、周辺住民に対して、説明会を開催し、事業計画の概要等を説明しなければなりません。また、当該屋外保管事業場を拡大する場合も同様です。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
住民説明会の開催	あり	あり	なし	なし

(9) 水質検査及び土壌検査の報告

許可屋外保管事業場設置者は、市民生活の安全や生活環境を保全するため、定期的に、水質検査や土壌検査を実施し、その結果を市長に報告しなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
水質・土壌検査の報告	あり	なし	なし	なし

(10) 記録の作成及び閲覧

許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物の出所から売り先までを明確にするため、事業者が再生資源物を受け取りや、引き渡しをしたときは、再生資源物の品目、数量のほか、取引先等の記録を作成するとともに、保存しなければなりません。

また、屋外保管に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて、閲覧させなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
記録の作成	あり	あり	なし	なし
利害関係者への閲覧	あり	なし	なし	なし

(11) 名義貸しの禁止

許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に許可に係る屋外保管事業場を使用させてはなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
名義貸しの禁止	あり	なし	なし	なし

(12) 屋外保管事業場の譲受け等

許可屋外保管事業場設置者から、許可を受けた屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けをする者は、市長の許可を受けなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
譲受け等	あり	あり	なし	なし

(13) 法人の合併及び分割

許可屋外保管事業場設置者が法人の合併及び分割する場合において、市長が認めるときは、その地位を承継します。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
合併及び分割	あり	あり	なし	なし

(14) 相続

許可屋外保管事業場設置者について、相続があったときは、相続人はその地位を承継します。この場合においては、市長に届出をしなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
相続	あり	あり	なし	なし

(15) 勧告及び命令

市長は、屋外保管事業者又は許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定に違反したと認めるときは、必要な措置をとることを勧告することができます。

また、市長は、屋外保管事業者又は許可屋外保管事業場設置者が市長の勧告によっても是正

されない場合や、保管基準に違反していることにより生活環境の保全上の支障が生じているときは、必要な措置を講ずるよう命令することができます。命令に従わない場合には、屋外保管事業者又は許可屋外保管事業場設置者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
勧告及び命令	あり	あり	あり	あり
屋外保管事業場の使用停止命令	あり	あり	なし	なし

(16) 許可の取消し

市長は、許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定に違反したときは、屋外保管事業場の許可を取り消すことができるようにします。具体的な事例として、許可屋外保管事業場設置者が許可要件を満たさなくなった場合や、水質検査等の報告をしない場合、停止の命令に違反した場合等があります。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
許可の取消し	あり	あり	なし	なし

(17) 報告の徴収及び立入検査

条例の規定に基づき、事業者や関係者に対し、必要な報告又は資料の提出等を求めることができるようにするとともに、屋外保管事業場に市職員が立ち入り、質問や帳簿等を検査することができます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
報告の徴収・立入検査	あり	あり	あり	あり

(18) 事故時の措置

屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災や事故により市民生活の安全や生活環境の保全において支障が生じるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況や講じた措置の内容を市長に届け出なければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
事故時の措置	あり	あり	あり	あり

(19) 公表

市長は、屋外保管事業者や許可屋外保管事業場設置者に対して、命令によっても違反した行為が是正されなければ、事業者名、命令の内容等を公表することができます。また、公表に当たっては、告示のほか、市のホームページ等においても公表します。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
公表	あり	なし	あり	あり

(20) 許可等に関する意見聴取

市長は、警察との連携を図り、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとする場合は千葉県警察本部長の意見を聴くものとし、許可を取り消そうとする場合は意見を聴くことができます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
意見聴取	あり	あり	なし	なし

(21) 関係行政機関等への照会等

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関や関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
照会等	あり	あり	なし	なし

(22) 手数料

屋外保管事業場の許可等を受けようとする者は、申請の際に、審査手数料を納めなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
手数料	あり	あり	なし	なし

(23) 条例の適用除外

次に掲げる事業者は、条例の規定の適用を受けないものとします。

- ・廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が、当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において屋外保管を行う場合

具体例

- ・廃棄物処理法の許可等を受けた者
- ・家電リサイクル法又は小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者

- ・国、都道府県又は市町村が屋外保管を行う場合

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
廃棄物処理の許可等	あり	あり	なし	なし
国等	あり	あり	なし	なし

(24) 罰則

条例の実効性を担保するため、条例の規定に違反した場合には、違反の内容に応じて、個人や法人に対し、罰則が適用されます。具体的な事例として、無許可で屋外保管事業場を設置した場合や、不正の手段により許可を受けた場合、市長の命令に違反した場合等があります。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
罰則	あり	あり	なし	なし
両罰規定	あり	あり	なし	なし

(25) 附則（既存の屋外保管事業場に対する規制）

次のとおり、既存の屋外保管事業場に対しても規制します。

ア 届出義務

この条例の施行の際、現に市内に存在する屋外保管事業場のうち、100平方メートル以上の敷地面積に設置している事業者（以下「従前の事業者」といいます。）については、①この条例の施行後、1か月以内に従前の事業者である旨を市長に届出（既存の屋外保管事業場に係る届出書、再生資源物の品目・数量管理台帳）をするとともに、②この条例の施行後、3か月以内にその他の必要な事項の届出（既存の屋外保管事業場に係る構造等届出書）をしなければなりません。

また、市長は、届出のあった屋外保管事業場に対して検査を行います。屋外保管事業者は、当該屋外保管事業場が届出の内容に適合していると認められる必要があります。

なお、これらの届出をした屋外保管事業者は、この条例の施行日に許可を受けたものとみなされます。その後は、許可期間が終了する度に、許可更新の申請（5年を想定）を行い、改めて許可を受けなければなりません。

イ 保管基準

既存の屋外保管事業場は、この条例の施行後、3か月以内に、屋外保管事業場の保管基準を満たさなければなりません。

ウ 立地基準

既存の屋外保管事業場は、住宅等の敷地からの距離が100メートル未満であっても、この条例の施行後にその住宅等の敷地から100メートル以上、離れた場所に移設することは極めて困難であることから、立地基準は適用しません。

エ 周知義務

従前の事業者は、この条例の施行後、3か月以内に、周辺の居住者、地主、家主等に対して文書を配布するなどの方法により事業者の氏名、住所、事業場の面積等を周知し、更にその結果を文書で市長に報告しなければなりません。

オ 再生資源物の取引に関する記録の作成及び保存義務

従前の事業者は、この条例の施行後、1か月以内に、条例の施行の際、現に保管している再生資源物に関する記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
既存の屋外保管事業場への規制等の適用	あり	あり	なし	あり
既存の屋外保管事業場の許可(みなし許可)	あり	あり	なし	なし
既存の屋外保管事業場の住民への周知	あり	あり	あり	あり

※ 「みなし許可」とは、条例の施行日時点において、既に屋外保管事業場を設置している事業者は、条例で指定した期間内に市長へ届け出て、市長から保管基準等に適合していることの確認を受けた場合に、条例の施行日に許可を受けたものとみなされます。

(26) 附則(工業専用地域における屋外保管事業場の特例)

工業専用地域は、工場の利便を増進するために定める地域であり、かつ、住宅、学校、保育園等の建築物の用途制限があることから、袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境保全に関する協定を締結することにより、特例を設けます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
工業専用地域の特例	あり	なし	なし	なし

(27) 附則（施行前の準備）

この条例を施行するために必要な規則の制定や事前協議及びこれらに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができます。

(参考)

項目	袖ヶ浦市	千葉市	境町	綾瀬市
施行前の準備	あり	なし	なし	なし

5 条例の施行日

令和4年度中に、条例案を議会へ上程し、令和5年4月1日の施行を目指します。

市内における屋外保管事業場等の位置図及び写真



備考

- ①～⑦ 屋外保管事業場
- ⑧ 袖ヶ浦港

① 代宿



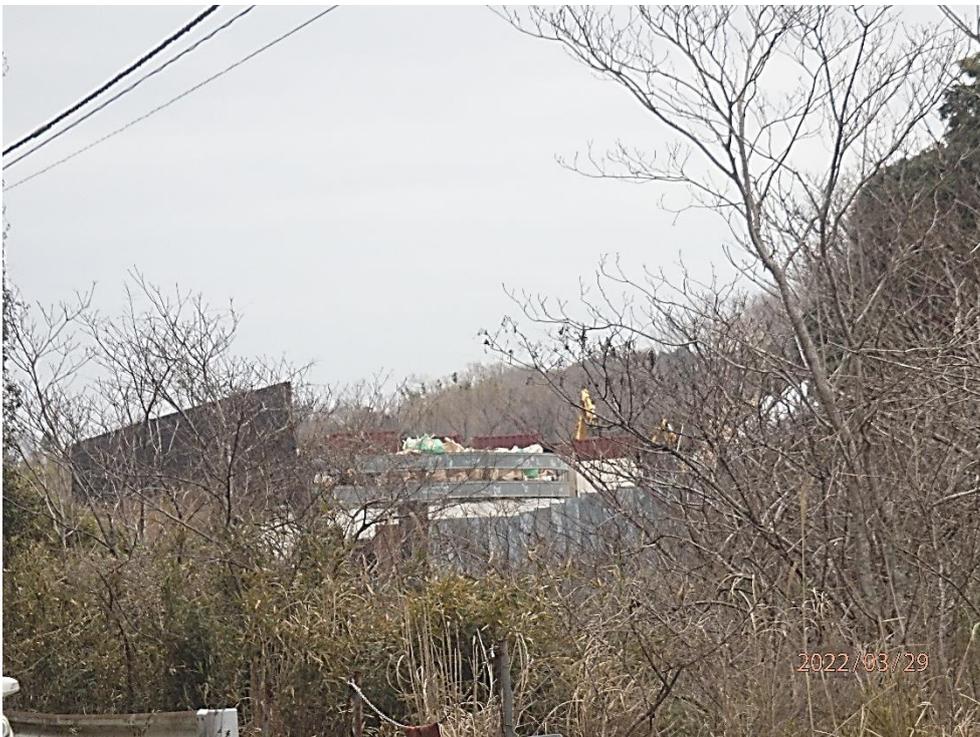
② 上泉



③ 川原井



④ 林



⑤ 北袖



⑥ 中袖



⑦ 南袖



⑧ 袖ヶ浦港

